

新たに追加された防火対象物の用途

消防法令研究会

社会が多様化してきたこと等により、昔は考えられなかったような様々な形態の防火対象物が出現し、従来の用途区分に適合しない例が増えて来ている。その中には潜在的火災危険性が高い形態の防火対象物もあり、大きな被害を伴う火災等が発生する等の機会に、消防法施行令別表第一(以下、「令別表第一」という。)に新たな用途として追加されている。

本稿では、前回の解説以降追加された防火対象物の新たな用途について解説することとしたい。

1 新たな形態の風俗店等

昨今の新たな形態の風俗店の増加に対応するため、令別表第一に(2)項ハが追加された。これは、新宿歌舞伎町ビル火災(「(続)法令用語の基礎知識～第6回～ 特定一階段等防火対象物」本誌6月号参照)を受け、平成13年12月26日に消防審議会によりとりまとめられた答申を受けて追加されたものである。

(1)消防審議会答申

平成13年12月26日にとりまとめられた答申には次のようにある。

現行では、いわゆる風俗店のうち、飲食を伴わない営業形態の場合には、非特定防火対象物とする用途指定の運用がなされ、特定防火対象物(旅館、ホテル、飲食店、物品販売店など不特定多数の人々によって利用されることが想定される防火対象物)と比較して防火管理や消防用設備等の設置維持等について、より緩やかな義務を課せられるにとどまっている。このように飲食の有無により用途指定が異なることは風俗店の実態からして著しく均衡を失っており、飲食を伴わないものであっても逃げ遅れによる人命危険性の高さに鑑みて特定防火対象物として同等の義務を課すよう基準を改正すべきである。

また、防火対象物の使用様態が多様化、複雑化していく

中にあるのは、今後も、新しい用途の防火対象物が出現することが予想され、これに対して、消防法による防火安全対策の基準の適用については的確かつ機動的な対応を行うべきであり、防火対象物の用途指定の方法について所要の見直しを行う必要がある。

(2)消防法令の改正

この答申を受けて、平成13年12月5日、消防法施行令が改正され、令別表第一に(2)項ハが追加された。

(2)項ハとして追加された施設は「〔風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、「風営法」という。)]第2条第5項に規定される性風俗関連特殊営業を営む店舗」である。

風営法第2条第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」には「店舗型性風俗特殊営業」「無店舗型性風俗特殊営業」「映像送信型性風俗特殊営業」「店舗型電話異性紹介営業」「無店舗型電話異性紹介営業」の5種類があるが、令別表第一(2)項ハに規定される「性風俗関連の特殊営業を営む店舗」には、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業(店舗型性風俗特殊営業)のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。

店舗型性風俗特殊営業のうち、令別表第一(2)項ハに該当するものについては、次のものがある(令別表第一の改正に伴う消防法令に運用について(平成15年2月21日付け消防予第55号)参照)。

- ① 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(いわゆるソープランドに該当する営業を除く。)(風営法第2条第6項第2号に規定するもの)
(具体例)ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ
- ② 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成

に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場
法第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）と
して、次の（ア）から（ウ）までに掲げる風営法施行令
（以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業
（風営法第2条第6項第3号に規定するもの）

（ア）ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室にお
いて、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそ
そるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる
興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定
するもの）

（具体例）ヌードスタジオ、個室ビデオ※

※ 個室ビデオについては、風営法における店舗型風
俗特殊営業には該当するが、令別表第一では(2)項ニ
（後述）に該当する。

（イ）のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又
はこれに類する施設において、当該個室に在室する客
に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿
態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風
営令第2条第2号に規定するもの）

（具体例）のぞき劇場

（ウ）ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該
舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣
服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せ
る興行の用に供する興行場（風営令第2条第3号に規
定するもの）

（具体例）ストリップ劇場（成人映画を上映する映画
館は除く。）

③ 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオ
テープその他の物品で風営令第4条で定めるものを販売
し、又は貸し付ける営業（風営法第2条第6項第5号
に規定するもの）

（具体例）アダルトショップ※、アダルトビデオレンタ
ルショップ

※ アダルトショップについては、風営法における店舗
型風俗特殊営業には該当するが、令別表第一では(4)項
（後述）に該当する。

④ 店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時的
性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望
する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態
若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性
に取り次ぐことまたは当該店舗内に設けた個室若しくは
これに類する施設において異性と面会する機会を提供す
ることにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業
に従事する者である場合におけるものを含み、いわゆるヌ

ードスタジオやのぞき劇場を除く。）（風営法第2条第6
項第6号に規定するもの）※

（具体例）出会い系喫茶

※ 風営法施行令が平成22年7月に改正されたために
店舗型風俗特殊営業に追加されたもの。同令は平成23
年1月1日に施行されるため、消防法令においても、
平成23年1月1日より出会い系喫茶を(2)項ハとして
取り扱うこととされた。

(3)令別表第一(2)項ハに該当しないもの

店舗形態を有する性風俗特殊営業のうち、ソープラン
ド（令別表第一(9)項イ）、ストリップ劇場（令別表第一
(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（令別表第一(5)項イ）、
アダルトショップ（令別表第一(4)項）等、既に令別表第一
(1)から(14)項までに掲げる各用途に分類されているもの
については、(2)項ハに該当しない。これは、(1)の答申にもある
とおり、いわゆる風俗店のうち、飲食を伴わない営業形態
の場合には、非特定防火対象物とする用途指定の運用がな
され、それにより消防法令の規制の均衡を逸していたこと
が契機となった改正であり、既に相応の規制がなされてい
るものについてまで整理し直す意図がなかったためである。

なお、この改正では、令別表第一(5)項イについては、従
来の宿泊を主たる目的としたホテル、旅館、宿泊所等の他
に、マッサージルーム、レンタルルーム等、主たる目的は
宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サー
ビスを提供している施設が増加して来ていたため、これら
の施設を同項に取り込むことが出来るよう、従来の「旅館、
ホテル、宿泊所」に「その他これらに類するもの」という
記述が追加された。

また、密閉性の高い小規模個室が連担する防火対象物の
危険性に対処するため、消防法施行令が改正され、令別表
第一(2)項ニが追加されたことから、個室ビデオ店は令別表
第一(2)項ハから(2)項ニにその取扱いが変更された（令別表
第一の改正に伴う消防法令の運用について（平成15年2
月21日付け消防予第55号）参照）。

2 老人福祉施設等

従前、福祉施設については、入所通所を問わず令別表第
一(6)項ロとして分類されていたが、平成18年の長崎県大
村市認知症高齢者グループホーム火災により、福祉施設の
入所施設の危険性が改めて浮き彫りとなり、平成19年に
消防法施行令が改正され、火災時の潜在危険性の高い入所
施設は令別表第一(6)項ロ、通所施設等火災時の潜在危険性
が比較的低い福祉施設は(6)項ハと分類された。

(1)長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災



死者7人を出した長崎県大村市グループホーム火災

① 出火時刻等

出火時刻 平成18年1月8日2時19分ごろ（推定）

覚知時刻 平成18年1月8日2時32分

② 出火建物

グループホーム やすらぎの里（長崎県大村市陰平町）

③ 出火建物概要

耐火造一部木造 地上1階建て 延床面積279㎡

④ 死傷者等

人的被害 死者 7人、負傷者 3人

建物被害 全焼

(2) 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会

長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を受け、総務省消防庁に認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会（委員長：室崎益輝独立行政法人消防研究所理事長（当時））が立ち上げられた。平成18年3月29日にまとめられた報告書には次のようにある。

認知症高齢者グループホームについては概ね福祉施設として消防法令の規定が適用されているところであるが、共同住宅を改修した小規模なものについて、一部共同住宅とされている実態がある。しかしながら、避難困難な者が入所しており防火安全対策を講ずる必要性が高いことにかんがみ、福祉施設として消防法令が適用されることを明確化する必要がある。（中略）

認知症高齢者グループホーム以外の自力避難が困難な者が入所している施設についても、各施設の利用者の特性やサービス内容等を勘案しつつ、認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策を踏まえて別途検討する必要がある。（中略）なお、通所サービスのみを提供する施設や、自宅や個人家庭と同様の居住形態において家族等が日常生活の面倒を見て一定時間の介護サービスを受ける場合は検討の対象から除くことが適当である。

(3) 消防法令の改正

この報告書を受け、平成19年6月13日に消防法施行令

が改正され、令別表第一(6)項口の施設が令別表第一(6)項口と(6)項ハに分類された。従前より福祉施設は令別表第一(6)項口と分類されていたが、介護保険法（平成9年）、障害者自立支援法（平成17年）の制定や、老人福祉法の改正（平成17年）等に伴い、様々な形態の福祉施設が現れてきたため、グループホーム等についても、福祉施設として消防法令が適用されることが明確化された。

これは、おおまかには(6)項口は自力避難困難な者が入所する施設、(6)項ハはそれ以外の福祉施設となっている。令別表第一に明確に位置付けられている施設については判断に迷うことは少ないと思われるが、最近は様々な形態の新しいタイプの施設が出現し始めたため、最前線の現場ではそれらが令別表の第何項に位置付けられるのか迷うケースも増えていると考えられる。そういった事情を踏まえ、消防庁予防課から次のような基準が示されている（消防法施行令の一部を改正する政令について（平成21年3月31日消防予第131号）参照）。

「通常のマンション等において、個別の世帯ごとに行われる訪問介護等を受けている場合には、令別表第一(5)項口に該当するものであること。

また、いわゆる高齢者専用賃貸住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、共用スペースにおける入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、令別表第一(6)項口又はハに該当するものであること。」

これは、高齢者専用賃貸住宅等は、令別表第一(6)項口又はハに明確に示されていないが、後段に該当する場合は、令別表第一(6)項口又はハと同等以上の火災危険性があると考えられるためである。

しかし、高齢者専用賃貸住宅等について、実態を踏まえ各自治体消防で(6)項口と(6)項ハのどちらに該当するかの判断をすることは、事実上難しい場合がある。

共用部分で福祉サービスを行っている住宅については、前記基準に従えば容易に(6)項とは判断できるが、ロカハかということになると、福祉サービスを提供する側の都合と受ける側の要望との兼ね合いで様々なケースがあり、結局その実態に応じてケースバイケースで判断せざるを得ない場合も多いと考えられる。

また、高齢者のみが住んでいるマンションで、それぞれの入居者が個別に福祉サービスを受けているマンションと、高齢者のみが住んでいる高齢者専用住宅で共用スペースで福祉サービスが行われているマンションを考えた場合、前記基準に従えば、前者は(5)項となり、後者は(6)項となるが、具体的な火災危険性はさほど違いが無い場合もありそうだ。

この種のマンションについては、今後も様々なタイプのものが出現して来ると考えられることから、実態に応じた判断を積み重ね、全国の事例を持ち寄って整理するなどして、安定した判断基準を作っていくことが必要であると考えられる。

また、実態は有料老人ホームであるが、有料老人ホームとしての届出がなされていない施設（いわゆる未届け有料老人ホーム）もある。この種の施設については、群馬県渋川市の老人ホーム「たまゆら」の火災（平成21年3月死者10人）で注目されるようになった。

有料老人ホームについては、老人福祉法第29条第1項に規定されており、厚生労働省から指針が示されている（有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日付け老発第0718003号））。この指針についての扱いは市町村によって温度差があり、指針に適合するものでなければ有料老人ホームとしない運用を行っている市町村もあるし、法令上の有料老人ホームの定義を満たしている施設に有料老人ホームの届出をもらい、その後、指針に適合するように指導している市町村もある。消防としては、防火対象物の用途は実態に応じて判断することになっているため、必ずしも福祉部局と見解が同じにならないこともありうるが、福祉部局と消防部局の見解が異なることは望ましいことではないので、この種の施設の扱いについては、両部局が十分に連絡を取り合って対応していくことが必要である。

(4)相次ぐ福祉施設火災

平成18年の長崎県大村市認知症高齢者グループホーム

火災以降も、福祉施設火災は後を絶たない。最近の主な福祉施設火災は表1のとおりとなっている。

厚生労働省は、通所介護施設（デイサービス）での宿泊・時間延長サービスができるように平成23年度の予算概算要求を行っている。また、国土交通省は、医療・介護と連携したサービス付き高齢者住宅の供給促進について、平成23年度の予算概算要求を行っている。どちらの施策についても、福祉施設において火災が相次いでいることを踏まえ、きちんとした防火防災対策を取った施設が整備されることが望まれる。

3 カラオケボックス等

従前、カラオケボックスは令別表第一(2)項口とされてきたが、平成19年1月の兵庫県宝塚市カラオケボックス火災により、個室形状であることの危険性が改めてクローズアップされ、平成20年7月の消防法施行令の改正により、カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる業務を営む店舗で総務省令で定めるものは令別表第一(2)項ニとして位置付けられた。

(1)兵庫県宝塚市カラオケボックス火災

① 出火時刻等

出火時刻 平成19年1月20日18時30分ごろ
 覚知時刻 平成19年1月20日18時35分
 鎮圧時刻 平成19年1月20日19時31分
 鎮火時刻 平成19年1月20日19時36分

② 出火建物

カラオケボックス（ビート）（兵庫県宝塚市安倉南）

③ 出火建物概要

表1 最近の主な福祉施設火災

名称	出火時刻	出火建物	出火建物概要	死傷者等 (人的被害)	死傷者等 (建物被害)
神奈川県綾瀬市 ケアハウス火災	平成20年6月2日 2時28分ごろ	ハイムひまわり (神奈川県綾瀬市)	木造 地上2階建て 延床面積 317㎡	死者 3人 負傷者 1人	全焼
仙台市 老人福祉施設火災	平成20年11月13日 (調査中)	六郷の杜 (仙台市若林区)	耐火造 地上2階建て 延床面積 2,234.88㎡	負傷者 33人	1階部分焼 (焼損面積 24.36㎡)
福島県いわき市小規模多機能型 居宅介護事業施設火災	平成20年12月26日 (調査中)	ROSE倶楽部粒来 (福島県いわき市)	鉄骨造 地上2階建て 延床面積 379㎡	死者 2人 負傷者 3人	1階部分焼 (焼損面積 93㎡)
群馬県渋川市 老人ホーム火災	平成21年3月19日 22時45分ごろ	静養ホーム たまゆら (群馬県渋川市)	木造 平屋建て 延床面積 本館：104.21㎡ 別館1：192.00㎡ 別館2：99.90㎡	死者 10人 負傷者 1人	全焼（本館・別館1） 半焼（別館2） 部分焼（隣接建物3棟）
札幌市認知症高齢者 グループホーム火災	平成22年3月13日 2時25分	グループホームみらいとんでん (札幌市北区)	木造 2階建て 延床面積 248㎡	死者 7人 負傷者 2人	全焼

鉄骨造 地上2階建て 延床面積 218㎡

④ 死傷者等

人的被害 死者 3人、負傷者 5人

建物被害 半焼 焼損床面積 106㎡

(2) 予防行政のあり方検討会（中間報告）

総務省消防庁の予防行政のあり方に関する検討会（委員長：平野敏右千葉科学大学学長（当時））により、平成19年12月26日にまとめられた中間報告には次のようにある。

宝塚市カラオケボックス火災に見られた危険要因が、当該事例に特有のものではなく、同種の防火対象物において共通の問題であることを示している。また、カラオケボックスのほか、いわゆるネットカフェや漫画喫茶など、個室や間仕切り等により個人スペースを設け、インターネット利用等のサービスや飲食の提供を行う複合カフェについても、同様の危険性が懸念されることである。

今回の火災を契機として、次のような防火安全上の課題が明らかとなったところであり、カラオケボックスや複合カフェにおける安全確保のため、速やかに対策を講じていくことが必要である。

(3) 消防法令の改正

上の報告書を受け、平成20年7月2日に消防法施行令が改正され、令別表第一に(2)項ニが追加された。この項の特徴としては、個室形状であること、不特定多数の方がいること、（常にではないとしても）寝泊りをしている方がいること等がある。具体的には、カラオケボックス、複合カフェ、個室ビデオ店等である。

また、令別表第一(2)項ニに該当する防火対象物は、原則として令別表第一(5)項イには該当しないこととされた。

（ただし、不特定多数の者が利用しており、かつ、当該用途部分の独立性が強く、専らその用に供されている場合は、令別表第一(5)項イとして取り扱うべきとされている（令別表第一の改正に伴う消防法令の運用の一部改正について（平成20年8月28日付け消防予第199号））。これは、令別表第一(2)項ニに該当する防火対象物の方が、令別表第一(5)項イに該当する防火対象物よりも消防用設備等の規制が厳しいためである。

(4) 大阪市浪速区個室ビデオ火災

奇しくも、消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号）が施行された平成20年10月1日に大阪市浪速区の個室ビデオ店において火災が発生し、15名の方が亡くなられた。

① 出火時刻等

出火時刻 平成20年10月1日2時50分ごろ

覚知時刻 平成20年10月1日2時59分

② 出火建物

桧ビル（大阪市浪速区難波中）

③ 出火建物概要

耐火造 地上7階建て 延床面積 1,318㎡

④ 死傷者等

人的被害 死者 15人、負傷者 10人

建物被害 部分焼 焼損床面積37㎡、焼損表面積57㎡

この火災による被害も甚大なものとなっており、令別表第一(2)項ニとなる防火対象物は極めて大きな潜在的危険性を有していることがわかる。

(H. T)

改訂 消防昇任試験 1000題

■消防昇任試験問題研究会 編
B5判 / 414頁
定価3,000円 (〒340円)



基本的な知識を問う問題を厳選し登載
出題の意図を正しく理解できるよう
全問題に解説を付けた最新の問題集！

近代消防社 〒105-0001東京都港区虎ノ門2丁目9番16号（日本消防会館内） TEL 03-3593-1401 FAX 03-3593-1420